令和5年11月16日 子ども・若者部 総 合 支 所

ヤングケアラー支援体制の強化について

1 主旨

令和4年度に実施したヤングケアラーに関する実態調査及び支援者側へのヒアリング調査 の結果等を通じて見えた課題に対応するため、国や都の動向も踏まえ、区におけるヤングケ アラー支援体制の強化を図る。

2 ヤングケアラー支援における現状と課題

(1) ヤングケアラーの定義と支援の対象

ヤングケアラーとは、法令上の定義は無いが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことをいう。ヤングケアラーは、勉強する時間や遊ぶ時間がとれない、睡眠がとれないなど、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性がある。

しかし、上記の状況に当てはまるかどうかで「ヤングケアラー」であると判断し、支援の対象を限定することは適切ではなく、例えば、現時点ではそのような状況におかれていない子どもであっても、将来的に負担を抱えるかもしれないといった早期発見・早期介入の考え方も重要であり、その観点からも、より広い対象への支援が必要である。

また、子どもが家事や家族の世話をすること自体がただちに不適切な状態とは言えず、 その子どもや家族がおかれている状況や子どもの心情を理解したうえで、必要な支援を検 討していくことが特に重要である。

(2) これまでの区のヤングケアラー支援体制と課題

ヤングケアラーへの支援は子ども家庭支援センターが相談窓口となり、各機関と連携しながら、要保護児童支援協議会の枠組みを活用するなどして、子どもやその家庭に対し必要な支援を行っている。しかし、支援にあたっては以下のような課題がある。

- ① 相談・支援への結びつきにくさ
 - 本人や家族にその自覚が無いことが多いことから、当事者自らが相談機関に相談することが難しいため、支援に結びつきにくいという課題がある。
- ② 周囲からの見えづらさ
 - ヤングケアラーが抱える問題は家庭内のことで潜在化しやすく、学校や地域などの 周囲の大人から気づかれにくいため、支援につながりにくいという課題がある。
- ③ ヤングケアラー支援に対する周囲の理解不足
 - 現時点では家事や家族の世話がそれほど重くなく、ただちに介入が必要ではないと 思われる子どもは、周囲から支援が必要な対象として見過ごされやすく、問題が深刻 になるまで表面化しないという課題がある。
- ④ 若者ケアラーへの支援と多機関連携の担い手の不明確さ
 - ヤングケアラーと同様の状況にある18歳以上のケアラーを若者ケアラーと言うが、 要保護児童支援協議会は18歳未満を対象としているため、年齢による支援の切れ目 が生じる可能性がある。

3 ヤングケアラー支援体制の強化について

上記の課題に対応するため、以下のとおりヤングケアラー支援体制を強化する。

(1) 地域の支援力の強化

ヤングケアラー支援にあたっては、学校や児童館等の子ども関係機関、被介護者の介護を担う福祉事業者や医療機関等、子どもが定常的な接点を持つ地域の身近な機関において支援者が気づきの感度をあげ、ヤングケアラーとその家族を早期発見し、関係機関で連携して支援につなげることが重要である。

また、子ども家庭支援センターでの直接支援までには至らない見守り段階のヤングケアラーや、子ども家庭支援センターでの支援が一旦落ち着き、地域での見守り段階に移行した子どもへは、地域の関係機関が本人や家族の気持ちに寄り添いながら伴走支援を行うことにより、子どもと家庭を孤立させないことが必要である。

そのため、ヤングケアラーに関する専門的な知見を持つヤングケアラーコーディネーターが、関係機関への普及啓発や助言等の後方支援を行うヤングケアラーコーディネーター業務を実施し、地域の支援力を上げる。

(2) 相談しやすい環境の推進

当事者が空いた時間に気軽に相談できるよう、SNS等を活用した相談窓口を開設し、相談しやすい環境づくりの推進を行う。また、ヤングケアラーは自ら悩みを打ち明けるまでに時間がかかったり躊躇したりする場合があるため、SNS等では定期的にヤングケアラーに役立つ情報や、先輩ヤングケアラーからのメッセージ等プッシュ型の情報発信を行い、相談につながるきっかけづくりを行う。

(3) 若者ケアラーへの支援の実施

18歳以上の若者ケアラーについては、令和6年度から実施する重層的支援体制整備事業における多機関協働事業を活用し、関係機関が連携して継続的に支援を行う。また、ヤングケアラーコーディネーター業務において、進学や就職など若者ケアラーに特有な問題にも対応する。

4 ヤングケアラー支援基盤強化事業について

ヤングケアラー支援体制の強化にあたり、以下のとおりヤングケアラー支援基盤強化事業 を実施する。

(1) 事業内容

① ヤングケアラーコーディネーター業務

ヤングケアラーを取り巻く地域の関係機関の支援力強化のため、当事者やその家族の心情に寄り添え、ヤングケアラー支援のための専門知識を持つ者によるヤングケアラーコーディネーター業務を実施する。業務内容は以下のとおりとする。

ア 早期発見と相談・支援につなげるための助言・相談対応

子どもに身近で定常的な接点を持てる支援者が早期発見し、また、支援者に対して 子どもが気持ちを打ち明けられる環境を整えられるよう、支援者に対し助言・相談対 応を行う。

イ 多機関、多職種連携を円滑に行うための助言・相談対応

ヤングケアラーが抱える複合的な課題に対し、関係機関で連携して支援するため、 支援者に対し、各機関における支援方法や他機関へのつなぎ方などの助言・相談対応 を行うとともに、各支援機関との橋渡しを行う。

ウ 切れ目のない支援を行うための助言・相談対応

見守り段階のケースについて、定常的な接点を持つ支援者が長期的な視点で見守り、成長段階や進学・就職といったライフステージに応じて変化するヤングケアラー特有のニーズに適切なタイミングで支援を働きかけていけるよう、助言・相談対応を行う。18歳以上の若者ケアラーになった際にも、多機関協働事業者等必要な機関と連携し、継続的に切れ目のない支援を行う。また、必要に応じて支援者に同行し、当事者への共感・伴走型支援を行う。

エ 若者ケアラー支援のための助言・相談対応

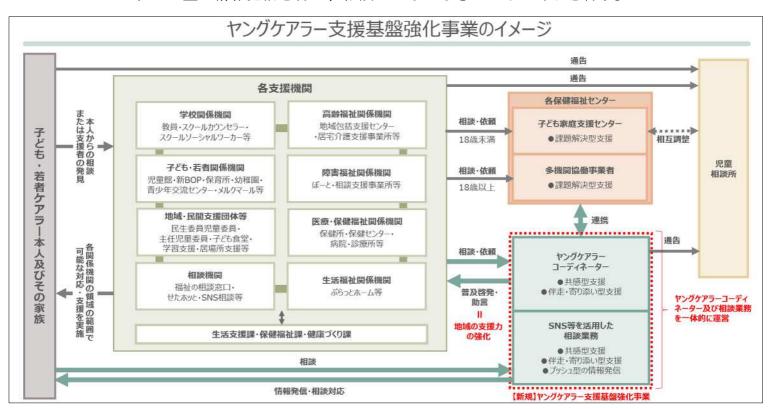
進学や就職、キャリア形成等といった若者ケアラー支援について、支援者に対し助 言・相談対応を行う。また、福祉の相談窓口や多機関協働事業者等の関係機関と連携 し、若者ケアラーを必要な支援につなげる。

オ ヤングケアラー支援施策への助言、地域支援団体との連携・資源開発

区のヤングケアラー支援施策への助言や、関係機関に対する研修の実施のほか、学習支援や居場所支援を含めた民間支援団体との連携を図り、地域資源の開発を行うことで支援の底上げを行う。

② SNS等を活用した相談業務の実施

当事者が空いた時間に気軽に相談できるよう、SNS等を活用した相談窓口を開設し、家族介護に対する多様な価値観や人生観を理解し、当事者の将来的な課題を熟知した元ヤングケアラーなどによる共感・伴走型支援を行う。また、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信を行い、相談につながるきっかけづくりを行う。



(2) 実施方法

本事業においては、ヤングケアラーに関する知見を広く持ち、当事者に寄り添いながら、 長期的な視野で伴走支援ができる人材や相談支援体制が重要である。このことから、他自 治体においても同様の業務や、相談対応等の実績のある事業者をプロポーザルで選定し、 委託により実施する。なお、ヤングケアラーコーディネーター及び相談業務を一体的に運営することにより、ヤングケアラーとその家族が早期に必要な支援につながる仕組みを構築する。

(3) 開始時期

令和6年4月(予定) ※4月から約3か月の準備期間を設ける。

(4) 概算経費

歳出:約1,471万円(コーディネーター:約861万円、SNS:約610万円)

歳入:約1,123万円

<内訳>

国:児童虐待防止対策等総合支援事業費(補助率2/3) 約980万円

都:コーディネーター配置促進事業※(補助率1/6) 約143万円

※コーディネーター (コーディネーター) 配置に係る費用への補助

(5) 効果検証

区は定期的に事業の評価検証を行い、更なる適切な運用の在り方について検討するものとする。

5 今後のスケジュール (予定)

令和5年12月 プロポーザル公告

令和6年 3月 事業者選定

4月 事業委託開始 ※約3か月の準備期間を設ける。

7月 事業実施

6 今年度の主な取組み (参考)

上記に先行し、今年度より対応方針を踏まえた以下の取組みを実施する。

(1) ヤングケアラー普及啓発子ども向けハンドブック等の作成【新規】

区立小学校4~6年生、区立中学校全生徒に配布するほか、区内私立・都立・国立学校(小・中・高)、大学及び子ども・若者関係機関等に配布する。

(2) ヤングケアラー支援者向け個別講座、研修等【拡充】

ヤングケアラー支援に関わる学校関係者や区民、事業者等に対し、普及啓発と理解促進を図るための個別講座や研修等を実施する。

(3) ヤングケアラー支援マニュアルの作成【新規】

ヤングケアラー支援にかかる横断的連携を強化するため、区の支援体制やサービスの 全体像を見える化する。

(4) ヤングケアラー・若者ケアラー支援シンポジウムの開催

区民及び支援者等の理解を深め、周囲の大人の気づきの感度を上げることにより、ヤングケアラーが支援につながる仕組みづくりを行う(令和5年12月予定)。

世田谷区ヤングケアラーに関する実態調査調査結果について(概要)

調査目的

ヤングケアラーとは、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされている。ヤングケアラーは、勉強や遊びに対する時間がとれず、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている可能性がある。

区では、子どもが適切な養育を受け、健やかな成長と教育の機会を得られるようにするとともに、子どもが介護・世話をしている家族等を必要な支援につなげるための施策立案に必要な基礎資料を得ることを目的に、本調査を実施した。また、本調査を通じて、子どもたちに子どもの権利やヤングケアラーに関する啓発を行い、気づきを促すことも目的としている。

調査構成 ※いずれもWeb調査



- ① 小学生の生活についてのアンケート調査
- ② 中学生の生活についてのアンケート調査 (ヤングケアラーに関する実態調査)
- ③ 高校生世代の生活についてのアンケート調査 (ヤングケアラーに関する実態調査)

調査期間及び調査設計

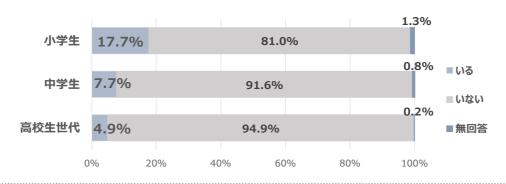
調査期間:令和4年5月27日(金)~6月19日(日)

調査設計:以下のとおり

	①小学生調査	②中学生調査	③高校生世代調査
調査対象	区立小学校在籍児童 4~6年生全員	区立中学校在籍生徒 1~3年生全員	区内に住民登録のある高校生世代の 区民(平成16年4月2日から平成 19年4月1日までの間に生まれた 者)
対象人数	19,039人	11,750人	20,232人
対象学校	6 1校	2 9校	-
調査方法	各学校を通じて、児童・生徒に調査依頼文を配布。児童・生徒は区から貸与されているタブレット等で、依頼文中の二次元コードを読み込み、Web上のフォームから回答。		郵送により調査依頼文を送付。調査対象者は自身のスマートフォン、タブレット等で依頼文中の二次元コードを読み込み、Web上のフォームから回答。
回収率	28.5% (5,430人)	22.3%(2,626人)	12.8%(2,581人)

自分がお世話をしている家族の有無

自分が世話をしている家族が「いる」と回答した人は、 小学生では17.7%、中学生では7.7%、高校生世代では4.9%



※小学生へのアンケートでは、ヤングケアラーという言葉は用いずに調査を実施し、「お世話」の説明は例示に留めたため、日常生活における「お手伝い」と「お世話」が一定程度混在して現れていると考えられる。

